

注 文 書

- 1 契 約 番 号 2025000634

- 2 件 名 公用車新規賃貸借（松山総合支所地域振興課）

- 3 納 車 場 所 大崎市松山千石字広田 30

- 4 リース期間 登録日から 8 4 ヶ月（7 年）

- 5 別 添 書 類 （1）仕様書
 （2）積算内訳書

- 6 担 当 部 課 松山総合支所 地域振興課

仕 様 書

1 台数

1 台

2 リース形態

メンテナンスリース（月平均走行距離 約 6 0 0 k m）

※メンテナンス工場は，大崎市内とすること

3 リース期間

8 4 ヶ月（※納車日は，後日協議し決定する。）

4 納車場所

大崎市松山千石字広田 30

5 支払方法

翌月末払い（8 4 回）

6 主要緒元

- （1） 総排気量 660cc クラス
- （2） 乗用定員 4 人
- （3） 使用燃料 （無鉛レギュラーガソリン）
- （4） 原動機種別 （ガソリンエンジン車）
- （5） 変速機形式 オートマチック（C V T 可）
- （6） 駆動方式 4WD
- （7） 車体色 シルバー（又は白色系）
- （8） その他 平成 3 0 年度基準排出ガス低減車

7 参考車両

エブリイバン（PA リミテッド）

他メーカー同等車両可

同等品による入札を認める。ただし，その場合は，別紙「物品調達における同等品による入札の取扱いについて」に基づき，必ず入札前に同等品の確認を受けること。

8 一般装備

- (1) ラジオ (AM・FM)
- (2) カーエアコン
- (3) 集中ドアロック
- (4) パワーステアリング
- (5) パワーウインドウ
- (6) フロアマット (フロント・リヤ)
- (7) 停止表示板
- (8) サンバイザー (運転席及び助手席)
- (9) ドアバイザー (運転席及び助手席)
- (10) エアバック (運転席及び助手席)
- (11) スタッドレスタイヤ (ホイール付4本)
- (12) スペアタイヤ1本またはパンク修理キット1式
- (13) 標準工具類
- (14) 他参考車両標準主要装備品と同等品以上
- (15) ABS
- (16) 衝突被害軽減ブレーキ機能付き

9 リース料金に含まれる費用及びサービス

- (1) 車両代金
- (2) 登録諸費用 (車庫証明及び納車費用含む)
- (3) 自動車取得税
- (4) 自動車重量税
- (5) 自動車税または軽自動車税
- (6) 自動車損害賠償責任保険料
- (7) 自動車リサイクル法にかかる費用
- (8) 車検整備費用 (納車, 引取り及び代車含む)
- (9) 法定点検費用 (納車及び引取り含む)
- (10) 定期点検費 (6か月毎, 納車及び引取り含む)
- (11) 故障修理費用 (引取り及び納車含む)
- (12) エンジンオイル及びエレメント交換費用 (定期点検時もしくは5,000km毎)
- (13) バッテリーの交換費用 (期間中必要数)
- (14) タイヤ交換, 調整及び保管費用 (年2回, タイヤローテーション含む)
- (15) リース期間満了後の車両返還費用
- (16) 車検及び各種点検終了後の洗車費用

1 0 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 25 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

1 1 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

1 2 その他

- (1) 入札金額は、84 か月の総額（税抜）を記載すること。
- (2) 任意保険は発注者において加入するものとする。
- (3) リース期間満了時の残存価格の清算はしないものとする。
- (4) リース車両返還時において、自然退色及び自然腐食している部分の補修は、リース会社の負担とする。
- (5) 道路運送車両法等関係法令に違反しないこと。

(6) 本仕様書に記載されていない事項で、機能上当然必要なものは装備することとし、
その他疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

(7) 車検・各種点検等の案内を通知すること。なお、送付先は次のとおりとする。

松山総合支所 地域振興課 〒987-1395 大崎市松山千石字広田 30

積 算 内 訳 書

業者名

品 名	規 格 等	単位	数量	期間 (月)	単 価 (円/月)	金 額 (円)	備 考	
							参考品又は 同等品の区分	メーカー名, 品名, 品番
軽乗用車	660CC・4WD ・乗車定員4人・AT	台	1	84ヶ月				
小 計								
	改め							
消費税及び 地方消費税額								
合 計								